

診療施設の届出について

【獣医療法第3条（診療施設の開設の届出）】

診療施設を開設した者は、その開設の日から10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

1 開設届

診療施設を新規に開設した場合及び以下の場合（廃止届が必要）

- ① 開設者が変わった場合
- ② 診療施設を法人組織にした場合
- ③ 診療施設を移転した場合

2 休止届

都合により、診療施設における診療を一定期間休止した場合
再開時には変更届が必要

3 廃止届

診療施設を単に廃止した場合及び以下の場合

- ① 開設者が変わった場合
- ② 診療施設を法人組織にした場合
- ③ 診療施設を移転した場合
- ④ 現在の診療施設の開設者が変わった場合

4 変更届

- ① 開設者自身の住所及び氏名の変更
- ② 診療施設の名称の変更
- ③ 開設場所の住居表示の変更
- ④ 構造・設備の変更（施設内構造及びエックス線装置変更）
- ⑤ 管理者の住所及び氏名の変更
- ⑥ 診療業務を行う獣医師の変更（見習い獣医師についても該当）
- ⑦ 定款の変更（開設者が法人の場合）

開設、休止、廃止又は変更日から10日以内に、当所まで届け出てください。
不明な点がございましたら当所に連絡してください。